

鳴門市と『鳴門市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定』を締結

令和4年5月23日(月)に鳴門市役所において、鳴門市との『鳴門市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書』調印式が行われました。



この協定は、災害ボランティアセンターの設置及び災害ボランティア活動を円滑に実施するための支援体制等について、鳴門市及び市社協の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与する事を目的としています。

いざという時に、事前の取り決めがない状態ではスムーズな支援・協力体制がとれず、結果として十分な支援活動ができないということが考えられ、協力体制の構築が求められていた中で、この協定が締結できたことは今後の支援活動のため大変意義深いものと考えています。

今後は災害対策等に関わる意見交換や訓練等を含め、鳴門市との関係強化に努めて参ります。